

公共交通移動等円滑化基準の概要

※ 下線部が交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準に追加された主な事項。

I 旅客施設

① 鉄道駅

1) 駅の出入口からプラットフォームへ通ずる経路について、原則としてエレベーター又はスロープにより、高低差を解消すること（移動等円滑化された経路）。

2) 車いすが通るための幅を確保すること。

1 以上の出入口の幅は、車いすが一点通過できる 80 cm以上とすること。ただし、円滑な旅客移動を確保する必要がある、公共通路へ直接通ずる出入口の幅は、車いすが通行できる 90 cm以上とすること。

1 以上の通路の幅は、車いすが転回できる 140 cm以上とすること。

3) プラットホームと鉄軌道車両の床面とは、できる限り平らにすること。また、プラットフォームと鉄軌道車両の床面との隙間は、できる限り小さくすること。隙間や段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障があるときは、車いす使用者の乗降を円滑にする乗降設備を一以上備えること。

4) プラットホームにホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。車両の乗降口が一定している等一定の要件に該当するプラットフォームでは、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置すること。

5) 通路、プラットフォーム等に照明設備を設けること。

6) エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機等について、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

エレベーターは車いすが中で転回できる 140 × 135 cm以上の大きさとする。

エレベーターの昇降方向、到着階及び出入口の閉鎖について音声で案内すること。

エスカレーターには、行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

7) その他、視覚障害者誘導用ブロック、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。

自動改札機を設ける場合には、進入の可否を示すこと。

出入口からプラットフォームまで視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

階段、スロープ、エスカレーターの上下に点状ブロックを敷設すること。

トイレの男女の別と内部の構造を音、点字等で示すこと。

8) エレベーター、便所等主要な設備の付近には、J I S規格に適合する図記号による標識を設置すること。

9) 乗車券等販売所、案内所に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

10) 階段の両側に手すりを設置すること。

② バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル

バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルについても鉄軌道駅に準じた基準とする。

II 車両等

① 鉄軌道車両、バス車両、船舶、航空機には、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。

② 鉄軌道車両

1) 車いすスペースを設置すること。

2) トイレについて、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。

3) 列車の連結部にはプラットフォーム上の旅客の転落を防止するための措置を講

ずること。

4) 車両番号等を文字及び点字で表示すること。

③ バス車両

1) 低床バス（ノンステップバス、ワンステップバスレベル）とすること。

2) 車いすスペースを設置すること。

3) 車外用放送装置を設置すること。

4) 筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

④ 福祉タクシー車両

1) 車いす等対応車

車いす等使用者の乗降を円滑にする設備を備えること。

車いす等の用具を備えておくスペースを一以上備えること。

筆談用具を設けること。 等

2) 回転シート車

助手席又は後部座席を回転させるための設備を設けること。

折りたたんだ車いすを備えておくスペースを設けること。

筆談用具を設けること。 等

⑤ 船舶

1) バリアフリー化された客席及び車いすスペースを設置すること。

2) トイレについて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

3) 1) の客席等からトイレ、食堂等の船内旅客用設備へ通ずる 1 以上の経路について、エレベーターの設置等により、高齢者、障害者等が単独で移動可能な構造とすること。

4) 食堂、売店には、筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

⑥ 航空機

1) 通路側座席の半数以上に可動式ひじ掛けを装着すること（客席数が 30 以上の航空機）。

2) トイレについて、車いす利用者の円滑な利用に適した構造とすること（通路が二以上の航空機）。

3) 航空機内で利用できる車いすを備え付けること（客席数が 60 以上の航空機）。